

独立行政法人国立健康・栄養研究所
平成15年度外部評価委員会報告書

－平成16年度計画の事前評価について－

平成16年3月31日

はじめに

独立行政法人国立健康・栄養研究所における「平成16年度計画」を評価するため、平成16年3月26日に外部評価委員会が開催された。

本報告書は、本委員会における意見をとりまとめ、今後の独立行政法人国立健康・栄養研究所における研究業務等のあり方についての提言を行うものである。

1. 平成15年度における組織・業務運営

国立健康・栄養研究所は、平成13年4月に独立行政法人に移行し、本年は5カ年の中期計画の3年目に当たる。中期目標の確実な達成を目指し、なおかつその時々が生じる社会的・行政的ニーズにも、柔軟かつ迅速に対応しながら、運営費交付金により、3つの重点調査研究事業、4つの基盤的研究業務並びに3つの関連プロジェクトが進められている。さらに、外部からの競争的資金として、厚生労働科学研究事業、文部科学省科学研究等の研究費補助金により、各領域における基礎的・応用的研究が幅広く展開されている。また、平成15年5月より施行された健康増進法に対応した形で、国民健康・栄養調査等の業務も行われている。

平成14年度に設置された国際・産学共同研究センターについては、アジアをはじめとする発展途上国等への国際貢献及び産学連携の強化による共同研究・開発の実施と知的財産の取得を目的として、平成15年度から本格的な活動がスタートした。特に、様々な商品が市場に氾濫する「健康食品」に関して国民に正しい情報を提供するための仕組みとして、「独立行政法人国立健康・栄養研究所栄養情報担当者（NR）」の認定が開始されたところである。

独立行政法人としてのメリットを生かした組織運営として、理事長のリーダーシップの下、研究者個人及びプロジェクトに対する評価結果等を踏まえて、柔軟かつ機動的な資源配分や事業の立ち上げ等が行われている。その中で、栄養所要量（食事摂取基準）の第7次改定への対応（二

重標識水法によるエネルギー消費量の測定、系統的レビュープロジェクト)及び「健康食品」の有効性・安全性情報ネットワークの構築では、特に重点的な取り組みがなされた。

このような新たな、または重点的な取り組みをさらに発展させるために、平成16年度計画において具体的な計画が示された。本評価委員会では、この本計画に対する事前評価を行い、より良い組織・業務運営のための助言を行ったので、以下にその内容を報告する。

2. 平成16年度計画における新規あるいは重点的な取り組み

平成16年度計画では、各評価委員会からの意見、社会的及び行政ニーズの変化等を踏まえ、特に、以下の事項に関して、新規あるいは重点的に取り組むこととなっている。

1) 業務運営の効率化のための取り組み

- 民間企業からの寄附研究部門の設置
- 他の研究機関・大学等との併任人事及び特別研究員等による優れた人材の確保
- 運営費交付金以外で行う研究・業務等の運営・管理
- 任期付き研究員における任期期間中の評価と常勤職員としての採用等の検討
- 事務職員及び特別研究員に対する個人評価の実施
- 印刷物のより一層の電子化等による経費の節減
- 「研究施設・設備の相互利用等の推進」に基づく研究資源の効率的活用を目指した、プール等運動施設の関連団体等への開放

2) 行政ニーズ及び社会的ニーズに沿った調査研究の実施

- 二重標識水によるエネルギー消費量の測定及びその結果のエネルギー所要量への反映
- 健康増進法に基づく国民健康・栄養調査への十分な対応
- 特別用途表示の許可等に係る試験での許可業務のより一層の信頼性の確保
- 子どもの食育、保健機能食品制度及び食品安全等、重要関連施への十分な対応

3) 研究成果の積極的な普及及び活用のための取り組み

- 「健康食品」の有効性・安全性情報ネットワーク、独立行政法人国立健康・栄養研究所認定栄養情報担当者（NR）」等による、国民への正しい情報の提供及びリスクコミュニケーションの推進
- 第7次改定栄養所要量（食事摂取基準）、特定集団給食施設、国民健康・栄養調査等に関する、専門職を対象とした講演会の実施（地方開催を含む）
- 知的財産権取得及び技術移転等の推進を目指した学会等発表内容のスクリーニングシステムの構築
- お茶の水女子大学との連携大学・大学院の開始
- 東京大学医学系研究科大学院（糖尿病・代謝内科）との間の人的交流も含めた共同研究の開始
- 若手外国人研究者招聘事業の実施、「アジア地域栄養学研究ネットワーク」の充実、WHO 協力センターの設立準備

3. 平成16年度計画の実施にあたって

研究所から提示された平成16年度計画は、研究所の設置目的、中期目標及び中期計画、並びに各評価委員会からの意見等と照らし合わせ妥当なものであり、研究所の業務運営をより効率化し、「公衆衛生の向上及び増進」に資する研究成果を得るために、その確実な実行が期待される。さらに、研究業務の一層の発展を目指して、以下の事項を留意し、本計画を実行することが望まれる。

1) 研究業務等の評価及び組織運営について

- 本評価委員会による主として専門的な立場からの研究業務実績等の評価結果が厚生労働省の評価委員会において活用されるよう、厚生労働省における評価の方法等が工夫されることが必要である。
- 独立行政法人としての特徴を生かした運営のためには、トップ（理事長）のリーダーシップは重要であり、評価上も重視されるべきである。
- 継続的な研究業務により成果が積み重ねられ、その結果として評価が高まっていくことが最も大切である。一方、問題点を克服し

ていくために、これまでの評価結果等を分析して、新たな視点を持ち、翌年度につなげて行くことも重要である。

- 新しい寄附研究部等の運営においては、限られたスペースを有効に活用することが必要である。

2) 社会的ニーズに合致した質の高い研究業務の推進と研究成果の国民への還元について

- 二重標識水やヒューマンカロリメーターを使った研究については、栄養所要量（食事摂取基準）におけるエネルギー所要量の策定につながるデータを出すことが重要である。また、コストはかかるものの、人数的にも十分なデータを出して行くことが必要である。
- 「健康食品」については、様々な情報が氾濫し、社会的に大きな問題となっていることから、消費者が商品を選択する際に適切な情報提供ができるような仕組みとして、「健康食品」の安全性情報ネットワーク及び独立行政法人国立健康・栄養研究所認定栄養情報担当者（NR）に期待される場所は大きい。
- 第7次改定栄養所要量（食事摂取基準）については、地方開催も含めた講習会の開催が計画されているが、さらに幅広く確かな情報を提供するために、正しい活用についてのマニュアル等の刊行が望まれる。
- 幅広い対象への情報提供の手段として、ホームページの充実に加えて、メールマガジンの活用は有用である。
- 食育基本法が国会で審議されており、関連研究の実施、専門職種の教育・研修、一般への情報提供等、研究所が果たすべき役割は大きく、その対応を適時行う必要がある。
- アジア地域等での国際協力は研究所の役割としてたいへん重要であり、病院等での給食管理に関しても対応が必要である。

終わりに

独立行政法人化後2年目である平成14年度の業務実績等に関しては、初年度と比べて、厚生労働省評価委員会からその積極的な組織運営及び研究・業務実績に関して高い評価が得られている。さらに、国民のニーズにより良く応え、研究所の社会的な役割を十分に果たすために、本評価委員会からの意見等を踏まえ、平成16年度計画を確実に実行されることを期待する。

外部評価委員会 名簿 (50音順)

- 五十嵐 脩 (茨城キリスト教大学教授
厚生労働省独立行政法人評価委員会委員)
- 上畑 鉄之丞 (聖徳大学教授)
- 香川 芳子 (女子栄養大学学長)
- 葛谷 信明 (国立国際医療センター臨床検査部長)
- 栗原 敏 (東京慈恵会医科大学学長)
- 鈴木 建夫 (独立行政法人食品総合科学研究所理事長)
- 米谷 民雄 (国立医薬品食品衛生研究所食品部長)
- 政安 静子 (茨城県立あすなろの郷副参事兼栄養室長
厚生労働省独立行政法人評価委員会臨時委員)
- 南 砂 (読売新聞社編集局解説部次長)

○：委員長